

事 務 連 絡

令和2年(2020年)4月20日

各地域包括支援センター長 様
各居宅介護支援事業所 管理者 様
各介護保険施設 施設長 様
各地域密着型サービス事業所 管理者 様

防府市高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いに
ついて (お知らせ)

平素から、本市の介護保険事業推進のため、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月18日付)及び「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)」(令和2年4月7日付)を受け、当分の間、本市においては下記のとおり取扱いしますのでお知らせします。

記

1 本市の取扱いについて

次の(1)から(3)すべての要件を満たす本市の被保険者について、当該被保険者等からの申し出により、要介護認定及び要支援認定(以下、「要介護等認定」といいます。)の有効期間を最大12か月延長できることとします。

- (1) 要介護等認定の更新申請であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問調査の実施を希望していないこと。

(3) 現在の要介護状態区分等のままで、最大12か月の有効期間延長を望んでいること。(本人、御家族の同意が必要です。)

2 取扱いの流れ

- (1) 有効期間の満了日までに、更新申請書の提出をお願いします。
- (2) 現在の要介護状態区分等のままで、最大12か月の有効期間延長を希望される場合は、更新申請書の特記欄(左下端)に「延長希望」と御記入ください。
- (3) 後日、有効期間を最大12か月延長した被保険者証を発送します。

3 延長期間について

前回の有効期間が12か月未満の方は6か月、12か月以上の方は12か月延長します。

4 本人、御家族の同意について

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、電話、メール等で同意を得ることを可としますが、必ず「いつ」「誰に」「どのように」同意を得たか記録を残してください。

また、必要に応じて別添の「同意書」をご利用ください。

5 その他

- (1) 臨時的な取扱いのため「要介護・要支援認定等結果通知書」は送付しません。介護保険被保険者証のみを対象の方に送付します。
- (2) 新規申請、区分変更申請については対象外です。

問合せ

防府市寿町7番1号(1号館1階)

防府市健康福祉部高齢福祉課 介護認定係

TEL: 0835-25-2318

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いに
ついてのQ&A

Q 1 主治医意見書を依頼する必要はありますか？

A 1 延長を希望される場合、主治医意見書の依頼は不要です。

Q 2 有効期間を延長した場合、資料請求はどうなりますか？

A 2 有効期間を延長した被保険者については、前回認定時の資料を交付することとなります。

Q 3 既に申請済みですが、訪問調査がまだ終わっていません。申し出による有効期間の延長に変更できますか？

A 3 訪問調査がまだ終わっていない場合で、有効期間の延長を希望される場合はご連絡ください。

Q 4 新しい被保険者証はいつ頃発送されますか？また、認定日はいつになりますか？

A 4 申請後、概ね30日経過後に被保険者証を発送します。認定日は発送日と同日になります。

Q 5 前回の認定時と比べて状態の変化があるため、本人、御家族の同意が得られません。どうしたらいいですか？

A 5 状態の変化がみられる場合は、更新申請ではなく区分変更申請でお願いします。

Q 6 延長を希望する場合、「同意書」は必ず提出しなければならないのですか？また、「同意書」はどういったときに利用するのですか？

A 6 電話、メール等で同意が得られた場合は提出不要です。「同意書」は、後日、トラブルになるおそれがある場合などにご利用ください。